平成２８年（フ）第２５０１号
神奈川県川崎市多摩区登戸1946―101
破産者　谷岡　　済
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５１９号
東京都目黒区中目黒２丁目１－１－1304
破産者　戸井　優紀
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５２９号
東京都中野区若宮１丁目38－９－203
破産者　本瀬　文子
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５４０号
東京都江戸川区北小岩８丁目10－７　フジビレッジⅢ302
破産者　竹内　賢司
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５５１号
東京都狛江市岩戸南２丁目20－８　ユースＫ103
破産者　上原　隆真
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５６８号
東京都練馬区中村北２丁目２－19―301
破産者　家入　貴子
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５７３号
東京都杉並区宮前５丁目９－24―214
破産者　石川　善康
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０号
栃木県芳賀郡益子町大字塙805番地８
破産者　福田　　伸
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（フ）第６号
群馬県前橋市朝日町３丁目25番９号
破産者　株式会社丸美
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４６号
千葉県流山市西初石４丁目1417番地
破産者　有限会社ニュータイプ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４７号
さいたま市緑区大字中野田1370番地
破産者　有限会社ＳＥＮＴＩＲ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４８号
静岡県御殿場市東田中1908番地の２
破産者　有限会社ＳＥＮＴＩＲ御殿場
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
さいたま市中央区上落合５丁目18番５号
破産者　有限会社アイアールアート
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
千葉県松戸市六高台７丁目66番地　ハートフルシティ１－305号、開始決定時の住所千葉県柏市青葉台２丁目10番２号
破産者　元木　征雄
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７０号
千葉県松戸市松戸1239番地の１　関根ビル501号
破産者　堀越　　仁
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目19番60―503号
破産者　津川　　勝
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１８号
千葉県松戸市西馬橋相川町176番地の２　ハイツクレイン204号
破産者　須田　和男
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６７号
横浜市中区根岸旭台19番地２ベルセーヌ南山手402号
破産者　有限会社ムー・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０３号
長野県松本市大字笹賀5652番地
破産者　株式会社久保田紙器
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４９７５号
大阪市住之江区南港北２丁目１番10号
破産者　株式会社クッキングプラザ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６５号
大阪府門真市舟田町23－２
破産者　メレストン株式会社
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６号
大阪市生野区巽北３丁目６番７号
破産者　有限会社早野コンストラクションカンパニー
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部